

岐阜県「社協マスコットキャラクター・ともにん」使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県「社協マスコットキャラクター・ともにん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用基準)

第2条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他本会事務局長（以下「管理者」という。）が使用について適当でないと認めるとき

(使用申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用の7日前までに使用承認申請書（第1号様式）を本会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 県内の市町村社会福祉協議会が広報の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(使用承認等)

第4条 管理者は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に使用（変更）承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。この場合において、管理者は、使用条件を付することができる。

2 管理者は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(使用承認期間等)

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以降の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、管理者が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「マスコットキャラクター簡易マニュアル」に基づき、正しく使用すること。
- (4) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。
- (5) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 『岐阜県「社協マスコットキャラクター」ともにん』と表記を付すこと。
- (7) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに管理者に提出すること、ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (8) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、変更後の使用の日の7日前までに使用変更承認申請書（第4号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。
- 3 管理者は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めるとき。
- 2 管理者は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に使用承認取消書（第5号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第10条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、本会はその責めを負わない。

- 2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、本会は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 その他、この要領に定めのない事項は、使用者と管理者が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

岐阜県「社協マスコットキャラクター・とみにん」使用承認申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事務局長 あて

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

電 話

岐阜県「社協マスコットキャラクター・とみにん」を次のとおり使用したいので、申請します。

使用物件名	
使用目的及び 使用 方 法	
使用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用 数 量	
連 絡 先	(担当者) (電 話)
添 付 書 類	使用物件を販売する場合は、次の添付書類を提出すること。 1 企画書 (商品名、材料、種類、サイズ、製造場所、販売価格、販売場所、図案、レイアウト、原稿等) 2 その他参考となるもの

第2号様式（第4条及び第8条関係）

岐阜県「社協マスコットキャラクター・とみにん」使用（変更）承認通知書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事務局長



年 月 日付けで申請のあった岐阜県「社協マスコットキャラクター・とみにん」の使用（変更）については、次のとおり承認します。

なお、岐阜県「社協マスコットキャラクター・とみにん」使用取扱要領に基づき使用してください。

使用物件名	
使用目的及び 使用 方 法	
使用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用 数 量	
承認 番 号	第 号
使用 条 件	

総務企画部・総務企画担当

電話 058-273-1111

内線 2512

第3号様式（第4条及び第8条関係）

岐阜県「社協マスコットキャラクター・とみにん」使用（変更）不承認通知書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事務局長



年 月 日付けで申請のあった岐阜県「社協マスコットキャラクター・とみにん」の使用（変更）については、次の理由により承認できません。

理由

総務企画部・総務企画担当

電話 058-273-1111

内線 2512

第4号様式 (第8条関係)

岐阜県「社協マスコットキャラクター・ともにん」使用変更承認申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事務局長 あて

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

電 話

承認番号第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、申請します。

	変更前	変更後
使用物件名		
使用目的及び 使用 方 法		
使 用 期 間		
使 用 数 量		
変 更 理 由		
添 付 書 類	変更が確認できる資料等	

第5号様式（第9条関係）

岐阜県「社協マスコットキャラクター」着ぐるみ・ともにん使用承認取消書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事務局長



年 月 日付け承認番号第 号で承認した岐阜県「社協マスコットキャラクター・ともにん」の使用については、次の理由により使用承認を取り消します。

なお、この通知があった日以後、承認を受けた使用物品は使用できません。

理由

総務企画部・総務企画担当

電話 058-273-1111

内線 2512